【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年12月15日
【会社名】	株式会社平山
【英訳名】	HIRAYAMA Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　平山　善一
【本店の所在の場所】	東京都港区港南一丁目８番40号A-PLACE品川６階
【電話番号】	03-5783-3571（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　柴田　寛
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南一丁目８番40号A-PLACE品川６階
【電話番号】	03-5783-3571（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　柴田　寛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成28年12月15日開催の取締役会において、平成29年３月１日（予定）を効力発生日として持株会社体制へ移行するにあたり、当社グループ管理事業以外の全ての事業に係る資産、債務その他の権利義務の一部を当社100%出資の子会社である平山分割準備株式会社（以下「分割準備会社」といいます。）に承継させる分社型吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うため、分割準備会社との間で吸収分割契約を締結することを承認する旨の決議をいたしました。これに伴い、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

１．当該吸収分割の相手会社についての事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号　　：　平山分割準備株式会社（平成28年12月５日設立）
本店の所在地：　東京都港区港南一丁目８番40号A-PLACE品川６階
代表者の氏名：　代表取締役社長　平山　善一
資本金の額　：　100百万円
純資産の額　：　200百万円
総資産の額　：　200百万円
事業の内容　：　製造コンサルティング事業、製造受託事業、人材派遣事業、人材紹介事業等

(2) 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

平成28年12月５日設立のため、確定した事業年度はありません。

(3) 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

株式会社平山（提出会社）　100%

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係　：　当社100%出資の子会社であります。
人的関係　：　当社から取締役及び監査役を派遣しております。
取引関係　：　承継会社は営業を開始してないため、当社との取引関係はありません。

２．当該吸収分割の目的

当社グループは「日本の製造業を支え、製造立国日本の繁栄に貢献する」を目的に、製造支援会社として、インソーシング、技術者派遣、コンサルティング事業等を展開して参りました。現在当社グループのサービスは、国内企業にとどまらず海外現地法人を通じて現地日系メーカー、ローカル企業へもそのサービスを拡大しております。

将来、更なる人材育成と製造技術・ノウハウの結集により新たな高付加価値のサービスを提供するグローバルオンリーワン企業になるために、①各事業が環境変化に迅速に対応できる体制構築と責任・権限の明確化、②ガバナンスの徹底、③意思決定の迅速化による企業競争力の強化などを目的として、当社はグループ経営体制を持株会社体制に移行することといたしました。

３．当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(1) 吸収分割の方法

当社を吸収分割会社とし、当社100%出資の子会社である平山分割準備株式会社を吸収分割承継会社とする分社型吸収分割です。

(2) 吸収分割に係る割当ての内容

分割準備会社は、分割準備会社の普通株式1,000株を発行し、そのすべてを当社に対して割当て交付します。

(3) 吸収分割の日程

分割準備会社設立承認取締役会　：　平成28年12月１日
分割準備会社設立日　：　平成28年12月５日
吸収分割契約承認取締役会　：　平成28年12月15日
吸収分割契約締結日　：　平成28年12月15日
吸収分割契約承認臨時株主総会　：　平成28年２月14日（予定）
吸収分割の効力発生日　：　平成29年３月１日（予定）

(4) その他の吸収分割契約の内容

当社と分割準備会社が平成28年12月15日に締結した吸収分割契約の内容は後記のとおりです。

４．吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

分割準備会社は、当社の100%子会社であり、本件分割に際して分割準備会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、分割準備会社が発行する株式数については、両社で協議の上、決定いたしました。

５．当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(1) 商号　　：　株式会社平山（平成29年３月１日付で「平山分割準備株式会社」より商号変更予定）
(2) 本店の所在地：　東京都港区港南一丁目８番40号A-PLACE品川６階
(3) 代表者の氏名：　代表取締役　平山　善一
(4) 資本金の額　：　100百万
(5) 純資産の額　：　300百万円
(6) 総資産の額　：　1,472百万円
(7) 事業の内容　：　製造コンサルティング事業、製造受託事業、人材派遣事業、人材紹介事業等

なお、上記純資産の額及び総資産の額は、平成28年９月30日現在の貸借対照表を基準として算出しており、実際の金額は、上記金額に効力発生日前日までの本事業に関する資産及び負債の増減を加除した数値となります。

吸収分割契約書

株式会社平山（以下、「甲」という。）及び平山分割準備株式会社（以下、「乙」という。）は、グループ管理事業以外の全ての事業（以下、「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社平山

住所：東京都港区港南一丁目８番40号Ａ－ＰＬＡＣＥ品川６階

（乙）吸収分割承継会社

商号：平山分割準備株式会社

住所：東京都港区港南一丁目８番40号Ａ－ＰＬＡＣＥ品川６階

第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1．乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。

2．前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、（ｉ）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。

3．第１項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。但し、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第3条（本件分割の対価）

乙は、本件分割に際して、乙が前条に基づき承継する本承継対象権利義務の対価として乙の普通株式1,000株を甲に対して交付する。

第4条（乙の資本金及び準備金）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金	0円
(2) 資本準備金	0円
(3) その他資本剰余金	100,000,000円
(4) 利益準備金	0円
(5) その他利益剰余金	0円

第5条（効力発生日）

効力発生日は、平成29年３月１日とする。但し、甲と乙は、合意によりこれを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1．甲は、効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する承認を得る。

2．乙は、会社法第796条第1項の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく、本件分割を行う。

第7条（競業避止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について一切競業避止義務を負わない。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに甲の臨時株主総会の決議による本契約の承認又は法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各１通を保有する。

平成28年12月15日

（甲）東京都港区港南一丁目８番40号Ａ－ＰＬＡＣＥ品川６階
株式会社平山
代表取締役社長 平山 善一 ㊞

（乙）東京都港区港南一丁目８番40号Ａ－ＰＬＡＣＥ品川６階
平山分割準備株式会社
代表取締役社長 平山 善一 ㊞

（別紙）

承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成28年９月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

１．承継する資産

本件事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

現金及び預金、売掛金、商品、前渡金、前払費用、未収入金、立替金、繰延税金資産、その他の流動資産等

(2) 固定資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

建物、器具備品、リース資産、資産除去資産、長期貸付金、長期前払費用、繰延税金資産、その他の投資等

２．承継する負債

本件事業に属する以下の負債

(1) 流動負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債

支払手形、買掛金、未払金、未払費用、リース債務、預り金、賞与引当金、短期資産除去債務、その他流動負債等

(2) 固定負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債

長期未払金、長期リース債務、退職給付引当金、未払リース資産減損、長期資産除去債務、役員退職慰労引当金等

３．承継する契約（雇用契約を除く。）

本件事業に関して甲が締結した、売買契約、取引基本契約、業務委託契約、不動産賃貸借契約、請負契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。但し、次の各号を除く。

(1) 会計監査人との間で締結した監査契約（これに付帯又は関連する契約を含む。）
(2) 株式事務代行機関との間で締結した株式事務代行委託契約（これに付帯又は関連する契約を含む。）
(3) 金融機関との間で締結した銀行取引約定書及び金融消費貸借契約（これに付帯又は関連する契約を含む。）
(4) 甲が発行する有価証券の上場に関連して締結した上場契約（これに付帯又は関連する契約を含む。）
(5) 従業員持株会との間で締結した事務委託契約
(6) グループ運営・管理部門に係る貸付契約（グループ間）、アドバイザリー契約、コンサルティング契約、法律顧問契約、税務顧問契約並びに、同部門に係るその他一切の契約（これに付帯又は関連する契約を含む。）
(7) システム部門に係るライセンス契約、プログラム使用許諾契約、保守契約、システム利用契約等（これに付帯又は関連する契約を含む。）のうち、グループ運営・管理部門の業務に関するもの

４．承継する雇用契約

本件分割の効力発生日において本件事業に属する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

５．承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他知的財産権は承継しないものとし、乙が本件事業に使用するものについては、別途協議の上、甲が乙に使用許諾する。

(2) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。但し、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以　上